

林政審議会議事規則の一部改正について

平成19年9月13日

林政審議会議事規則新旧対照表

	改 正	後	現 行
第一条～第五条	(略)	第一条～第五条	(略)
<u>(小委員会) 総務部会長は必要があると認めるとときは、部会長の指名する委員は特別委員によつて構成される小委員会に特定の事項を調査審議させることができる。</u>		<u>(雜則) この規則に定めるものほか、会議の運當に關し必要な事項は、会長が定める。</u>	<u>(雜則) この規則に定めるものほか、会議の運當に關し必要な事項は、会長が定める。</u>

〔組織・運営関係〕

◎森林・林業基本法（昭和三十九年法律第百六十一号）抄

第七章 林政審議会

（設置）

第二十九条 農林水産省に、林政審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（権限）

第三十条 審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、農林水産大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に關し農林水産大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。

3 審議会は、前二項に規定するものほか、森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十号）、国有林野の管理經營に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）、保安林整備臨時措置法（昭和二十九年法律第八十四号）、林業經營基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）、森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第七十一号）及び林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

（組織）

第三十一条 審議会は、委員三十人以内で組織する。

2 委員は、前条第一項に規定する事項に關し学識経験のある者の中から、農林水産大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

4 第二項に定めるものほか、審議会の職員で政令で定めるものは、農林水産大臣が任命する。

（資料の提出等の要求）

第三十二条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

（委任規定）

第三十三条 この法律に定めるものほか、審議会の組織、所掌事務及び運営に関する事項は、政令で定める。

□林政審議会議事規則

(会議)

第一条 林政審議会の会議（以下「会議」という。）の日時及び場所は、会長（会長が選任されていない場合には農林水産大臣）が定める。

第二条 会議に議長を置き、会長をもつてこれにあてる。

第三条 会議において発言しようとする者は、議長の許可を受けるものとする。

第四条 会議は、公開とする。ただし、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定の個人若しくは団体に不当な利益若しくは不

2 利益をもたらすおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができます。

3 会長は、議事の円滑な運営を確保するため、傍聴人の退場を命ずる等必要な措置をとることができる。

文書閲覧窓口において縦覧に供するものとする。

一一 日時及び場所

二 開会及び閉会の時刻

三 出席した委員の氏名

四 議題

五 審議の内容

4 六 その他重要な事項

5 会長は、前項の規定にかかわらず、会議の円滑な運営を図るために必要がある場合には、同項の議事録のほか、議事要旨を作成し、会議の議決を経て、同項の議事録に代えて縦覧に供することができる。

5 前四項の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

二 (特別委員)

第五条 特別委員に調査審議させるべき事項は、特別委員ごとに会長が定める。

2 特別委員は、会長の求めに応じて会議に出席し、特別の事項について報告を行い審議に参加する。

三 (原則)

第六条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関する必要な事項は、会長が定める。